

信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項

(平成二十六年金融庁告示第八号)

(※) 令和6年12月26日作成。本資料は、利便性に配慮して作成したものであり、内部モデル手法等に関する条文が一部省略されています。正式には官報等をご確認ください。仮に誤字等を把握された場合、リンク先末尾の「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いします（https://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/index.html）。

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 国内基準金庫における開示事項（第二条—第五条）

第三章 国際統一基準金庫における開示事項 【略】

附則

第一章 定義

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号。以下「レバレッジ比率告示」という。）において使用する用語の例による。

第二章 国内基準金庫における開示事項

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第二条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。
- 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要
 - 二 信用金庫又は信用金庫連合会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - 三 信用リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（（3）については、内部格付手法採用金庫に限る。）
 - (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
 - (2) エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
 - (3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示をするエクスポートジャーナーは、自己資本比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポートジャーナーに限る。）
 - (i) 事業法人向けエクスポートジャーナー（特定貸付債権を除く。）
 - (ii) ソブリン向けエクスポートジャーナー
 - (iii) 金融機関等向けエクスポートジャーナー
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポートジャーナー
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャーナー
 - (vi) その他リテール向けエクスポートジャーナー
 - (vii) 株式等エクスポートジャーナー
 - (viii) 特定貸付債権
 - (ix) 購入債権

- ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
- (1) 使用する内部格付手法の種類
 - (2) 内部格付制度の概要
 - (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要（(v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
 - (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）
 - (ii) ソブリン向けエクspoージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクspoージャー
 - (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
 - (vi) その他リテール向けエクspoージャー

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
- ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- ニ 証券化エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ホ 信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が当該証券化取引に係る証券化エクspoージャーを保有しているかどうかの別

ヘ 信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引（信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト 証券化取引に関する会計方針

チ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ヌ 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ SA—CVA採用金庫にあっては、次に掲げる事項

（1） CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）

（2） CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

六の三 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

（1） リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

（2） トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

（3） トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合は、次に掲げる事項

（i） 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

（ii） 当該振替の理由

- (4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況
- ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容
 - ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）
- ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）
- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）
 - (2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール(SES)によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要
 - (3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）
 - (4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）
 - (5) 使用するデータの更新頻度
 - (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）
- ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- ヘ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）
 - (2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。）
 - (3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）
- ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- 七 オペレーション・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要

- ロ BIの算出方法
 - ハ ILMの算出方法
- ニ オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）
- ホ オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）
- 八 株式及び自己資本比率告示第七十条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を目的とするもの（以下「不動産投資法人」という。）への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）
- 九 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第一号の二、別紙様式第四号第二十六面、第二十七面及び第二十九面並びに別紙様式第七号第二十一面から第二十三面までを除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 金利リスクの算定手法の概要
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
- イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
 - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
 - (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障がないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
 - (i) 事業法人向けエクスポージャー

- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
- (vi) その他リテール向けエクspoージャー

(3) 証券化エクspoージャー

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第七十条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクspoージャー
- (2) (1)に規定する株式等エクspoージャーに該当しない株式等エクspoージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。）が適用されるエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクspoージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー
- (2) 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー
- (3) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー
- (4) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェ

イトとして用いるエクスポート・エクスポート又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート

(5) 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポート・エクスポート又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート

ニ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) SA—CVA

(2) 完全なBA—CVA

(3) 限定的なBA—CVA

(4) 簡便法

ホ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(1) マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる方式ごとの額

(i) 簡易的方式

(ii) 標準的方式

(iii) 内部モデル方式

(2) 勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ヘ オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分に応じ当該（1）から（3）までに定める事項

(1) BIが千億円以下であり、かつ、ILMを一とする場合 BI及びBICの額

(2) ILMを内部損失データ利用ILM（自己資本比率告示第三百六条第一項第一号に定める方法により算出したILMをいう。次条第四項第二号ヘ（2）において同じ。）とする場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーションナル・リスク損失の推移

(3) (1) 及び (2) に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額並びにILMの値

ト 単体リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額をいう。第五条第一項第三号において同じ。）及び単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。同号において同じ。）

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクspoージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 延滞エクspoージャー（自己資本比率告示第六十五条に規定する延滞エクspoージャー及び自己資本比率告示第六十六条に規定する自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞エクspoージャーをいう。第五号イ（2）並びに次条第四項第三号ハ及び第六号イ（2）において同じ。）の期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について、次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクspoージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクspoージャーの額（自己資本比率告示第六章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となるエクspoージャーの額（自己資本比率告示第七十二条に規定するオフ・バランス取引に係るものを除く。）をいう。以下この号及び次条第四項第三号において同じ。）
- (2) CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。以下この号及び次条第四項第三号において同じ。）を適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクspoージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この号及び同項第三号において同じ。）
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額
- (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクspoージャーの額
- (5) 信用リスク・アセットの額
- (6) (5) に掲げる額を(3) 及び(4) に掲げる額の合計額で除した割合ト 標準的手法が適用されるエクspoージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクspoージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクspoージャーの額（オン・バランスシートのエクspoージャーの額及びオフ・バランス取引のエクspoージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- チ 標準的手法が適用されるエクspoージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクspoージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 - (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクspoージャーの額

- (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
- (3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクspoージャーの額を（2）に掲げる額で除した割合をいう。）
- (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額及びオフ・バランス取引のエクspoージャーの額の合計額
- リ 内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライアリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百五十一条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
- ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクspoージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）
- (1) 事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法（内部格付手法のうち、自己資本比率告示第百四十五条第二項各号に掲げるエクspoージャーに該当しない事業法人等向けエクspoージャーについてLGD及びEADの自金庫推計値を用いる手法をいう。以下この号及び第九号並びに次条第四項第三号及び第十号において同じ。）を適用する場合には、デフォルトしたエクspoージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合には、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）
- (2) 居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャー 次のいずれかの事項
- (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクspoージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加

重平均値

- (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクspoージャーについてLGD及びEADの自金庫推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクspoージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャーごとに開示することを要する。）

（1） 適格金融資産担保

（2） 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーご

とに開示することを要する。)

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

- イ 与信相当額の算出に用いる方式
 - ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額
 - ハ カレント・エクスポート方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）
- ニ カレント・エクスポート方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグローバルのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額
- ホ 担保の種類別の額
 - ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
 - ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
 - チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五 証券化エクスポート方式に関する次に掲げる事項

- イ 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポート方式に関する次に掲げる事項
 - (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が証券化エクスポート方式を保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
 - (2) 原資産を構成するエクスポート方式のうち、延滞エクスポート方式の額又はデフォルトしたエクスポート方式の額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が証券化エクスポート方式を保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
 - (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
 - (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポート方式の概略（当期に証券化取引を

行ったエクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五десятのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポートについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 信用金庫又は信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

□ 信用金庫又は信用金庫連合会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再

証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。)

- (2) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）
- (3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

五の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

- イ BA—CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - (1) 完全なBA—CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める K_{reduced} 及び K_{hedged} に割引係数（DS_{BA—CVA}）〇・六五を乗じて得た額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額
 - (2) 限定的なBA—CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める K_{reduced} の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なBA—CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額
- ロ SA—CVA採用金庫にあっては、自己資本比率告示第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA—CVAの対象となる取引相手方の先数

五の三 マーケット・リスクに関する事項

六 出資等又は株式等エクスポートに関する次に掲げる事項

- イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
 - (1) 上場している出資等又は株式等エクスポート（以下この号及び次条第四項第七号イにおいて「上場株式等エクスポート」という。）
 - (2) 上場株式等エクスポートに該当しない出資等又は株式等エクスポート
- ロ 出資等又は株式等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

- ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
 - ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
 - ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
- 七 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額
- イ 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
 - ロ 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
 - ハ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
 - ニ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
 - ホ 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- 八 金利リスクに関する事項
- 九 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用金庫に限る。）
- イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスク並びに自己資本比率告示第二百七十条の七各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）を除く。）に関する次に掲げる事項
 - (1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の

うち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（(v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクspoージャー
- (iii) 金融機関等向けエクspoージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
- (vi) その他リテール向けエクspoージャー
- (vii) 株式等エクspoージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

(2) (1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にSA—CCR（自己資本比率告示第七十四条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下の号及び次号並びに次条第四項第十号及び第十一号において同じ。）を用いて算出した信用リスク・アセットの額（(1)において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクspoージャーに限る。）の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳

((1)において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合

には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。)

- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクspoージャー
- (iii) 金融機関等向けエクspoージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
- (vi) その他リテール向けエクspoージャー
- (vii) 株式等エクspoージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

(4) (3) の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にSA—CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（(1)において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。）

- (i) 事業法人向けエクspoージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクspoージャー
- (iii) 金融機関等向けエクspoージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
- (vi) その他リテール向けエクspoージャー
- (vii) 株式等エクspoージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

□ 証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセットの額

- (2) 信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額
- 十 期待エクスポート方式（自己資本比率告示第七十五条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。次条第四項第十一号において同じ。）とSA—CCRの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十五条第一項の承認を受けた標準的手法採用金庫に限る。）
- イ 派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（第六条第三項第四号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）の信用リスク・アセットの額
- ロ 自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にSA—CCRを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額
- 十一 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用金庫に限る。）
- イ マーケット・リスク相当額の合計額
- ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）
- 5 前項第五号の三に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。
- 6 第四項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号の三により作成するものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

- 第三条 規則第百三十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。
- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第七条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

三 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（（3）については、内部格付手法採用金庫に限る。）

（1） リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

（2） エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

（3） 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）

（i） 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）

（ii） ソブリン向けエクスポージャー

- (iii) 金融機関等向けエクスポート
- (iv) 居住用不動産向けエクスポート
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート
- (vi) その他リテール向けエクスポート
- (vii) 株式等エクスポート
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) 使用する内部格付手法の種類
- (2) 内部格付制度の概要
- (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要（(v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートが全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
 - (i) 事業法人向けエクスポート（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポートについて区別して開示することを要する。）
 - (ii) ソブリン向けエクスポート
 - (iii) 金融機関等向けエクスポート
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポート
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート
 - (vi) その他リテール向けエクスポート

五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

七 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
- ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ホ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
- ヘ 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
- ト 証券化取引に関する会計方針
- チ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ヌ 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項
- イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要
- ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）
- ハ SA—CVA採用金庫にあっては、次に掲げる事項
- （1） CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）
- （2） CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）
- 七の三 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
- イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）
- （1） リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法
- （2） トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低

流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。)

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合は、次に掲げる事項

- (i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値
- (ii) 当該振替の理由

(4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）
- (2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール(SES)によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要
- (3) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）
- (4) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）
- (5) 使用するデータの更新頻度
- (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ヘ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）
- (2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。）

- (3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）
ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

八 オペレーション・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ BIの算出方法

ハ ILMの算出方法

ニ オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無（連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

十 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 金利リスクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関をいう。）であって信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リ

スクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

- (i) 事業法人向けエクspoージャー
- (ii) ソブリン向けエクspoージャー
- (iii) 金融機関等向けエクspoージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
- (vi) その他リテール向けエクspoージャー

(3) 証券化エクspoージャー

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第七十条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクspoージャー
- (2) (1)に規定する株式等エクspoージャーに該当しない株式等エクspoージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクspoージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー
- (2) 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー
- (3) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

- (4) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートジャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポートジャー
- (5) 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポートジャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポートジャー
- ニ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち信用金庫又は信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額
- (1) SA—CVA
 - (2) 完全なBA—CVA
 - (3) 限定的なBA—CVA
 - (4) 簡便法
- ホ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項
- (1) マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
 - (i) 簡易的方式
 - (ii) 標準的方式
 - (iii) 内部モデル方式
 - (2) 勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）
- ヘ オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分に応じ当該（1）から（3）までに定める事項
- (1) BIが千億円以下であり、かつ、ILMを一とする場合 BI及びBICの額
 - (2) ILMを内部損失データ利用ILMとする場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーションル・リスク損失の推移
 - (3) (1) 及び (2) に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額並びにILMの

値

ト 連結リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第二条の算式の分母の額をいう。第五条第二項第三号において同じ。）及び連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。同号において同じ。）

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクspoージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳

（1） 地域別

（2） 業種別又は取引相手の別

（3） 残存期間別

ハ 延滞エクspoージャーの期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

（1） 地域別

（2） 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

（1） 地域別

（2） 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクspoージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクspoージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

（1） 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクス

ポージャーの額

- (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポートの額
 - (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポートの額
 - (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポートの額
 - (5) 信用リスク・アセットの額
 - (6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合
- ト 標準的手法が適用されるエクスポートのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポートについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートの額（オン・バランスシートのエクスポートの額及びオフ・バランスシートのエクスポートの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- チ 標準的手法が適用されるエクスポートのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポートについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- (1) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポートの額
 - (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポートの額
 - (3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポートの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）
 - (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポートの額及びオフ・バランスシートのエクスポートの額の合計額
- リ 内部格付手法が適用されるエクスポートのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百五十一条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイ

トの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクspoージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) 居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクspoージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクspoージャーの分析

ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に

掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャーごとに開示することを要する。）

- (1) 適格金融資産担保
 - (2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）
- 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとに開示することを要する。）

- 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項
- イ 与信相当額の算出に用いる方式
 - グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額
 - ハ カレント・エクspoージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）
 - ニ カレント・エクspoージャー方式を用いる場合には、□に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額
 - ホ 担保の種類別の額
 - ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
 - ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
 - チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポートナーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出
対象となる証券化エクスポートナーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取
引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グ
ループが証券化エクスポートナーを保有しない証券化取引の原資産については、
当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 原資産を構成するエクスポートナーのうち、延滞エクスポートナーの額又
はデフォルトしたエクスポートナーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原
資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポートナーを保有し
ない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種
類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートナーの概略（当期に証券化取引を行
ったエクスポートナーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別
の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポートナーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再
証券化エクスポートナーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポートナーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ご
との残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートナーについて区別して記
載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別
の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号
及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される
証券化エクスポートナーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポートナーについて、次に掲げる事項（主
な原資産の種類別の内訳を含む。）
 - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポートナーを対象とする実行済みの信用供
与の額

(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。）

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五десятのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA—CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA—CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定めるK_{reduced}及びK_{hedged}に割引係数 (DS_{BA-CVA}) ○・六五を乗じて得た額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なBA—CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定めるK_{reduced}の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なBA—CVAにより算

出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

- ロ SA—CVA採用金庫にあっては、自己資本比率告示第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA—CVAの対象となる取引相手方の先数

六の三 マーケット・リスクに関する事項

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

- (1) 上場株式等エクspoージャー
- (2) 上場株式等エクspoージャーに該当しない出資等又は株式等エクspoージャー

- ロ 出資等又は株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

- ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

- ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

- ホ 株式等エクspoージャーのポートフォリオの区分ごとの額

- 八 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーについて、次に掲げるエクspoージャーの区分ごとの額

- イ 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

- ロ 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

- ハ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

- ニ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

ホ　自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

九　金利リスクに関する事項

十　内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用金庫に限る。）

イ　信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャー、証券化エクspoージャー、自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスク並びに中央清算機関連エクspoージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

(1)　内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（(v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクspoージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

- (i)　事業法人向けエクspoージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii)　ソブリン向けエクspoージャー
- (iii)　金融機関等向けエクspoージャー
- (iv)　居住用不動産向けエクspoージャー
- (v)　適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
- (vi)　その他リテール向けエクspoージャー
- (vii)　株式等エクspoージャー
- (viii)　特定貸付債権
- (ix)　購入債権

(2)　(1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にSA—CCRを用いて算

出した信用リスク・アセットの額（（1）において、（1）（v）及び（vi）の両者を区別した開示を行わない場合には、（1）（v）及び（vi）の両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

（3） 標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポートージャーに限る。）の信用リスク・アセットの額及び（1）に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳

（（1）において、（1）（v）及び（vi）の両者を区別した開示を行わない場合には、（1）（v）及び（vi）の両者を区別して開示することを要しない。）

（i） 事業法人向けエクスポートージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

（ii） ソブリン向けエクスポートージャー

（iii） 金融機関等向けエクスポートージャー

（iv） 居住用不動産向けエクスポートージャー

（v） 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー

（vi） その他リテール向けエクスポートージャー

（vii） 株式等エクスポートージャー

（viii） 特定貸付債権

（ix） 購入債権

（4） （3）の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にSA—CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳

（（1）において、（1）（v）及び（vi）の両者を区別した開示を行わない場合には、（1）（v）及び（vi）の両者を区別して開示することを要しない。）

（i） 事業法人向けエクスポートージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

（ii） ソブリン向けエクスポートージャー

- (iii) 金融機関等向けエクスポートージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポートージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポートージャー
- (vii) 株式等エクスポートージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

ロ 証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 信用リスク・アセットの額
- (2) 信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十一 期待エクスポートージャー方式とSA—CCRの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十五条第一項の承認を受けた標準的手法採用金庫に限る。）

イ カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ 自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にSA—CCRを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十二 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項

（内部モデル方式採用金庫に限る。）

イ マーケット・リスク相当額の合計額

ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

5 前項第六号の三に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。

6 第四項第九号に掲げる事項は、別紙様式第一号の三により作成するものとする。

（半期の開示事項）

第四条 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を

除く。) の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。)」とあるのは「半期(四月から九月までの半期をいう。)に係るものに限る。)」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第二号ハ中「をいう。第五号イ(2)並びに次条第四項第三号ハ及び第六号イ(2)」とあるのは「をいう。第五号イ(2)」と、同号ヘ(1)及び(2)中「をいう。以下この号及び次条第四項第三号」とあり、及び同号ヘ(2)中「をいう。以下この号及び同項第三号」とあるのは「をいう。以下この号」と、同号ヌ(1)中「をいう。以下この号及び第九号並びに次条第四項第三号及び第十号」とあるのは、「をいう。以下この号及び第九号」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と、同項第九号イ(2)中「をいう。以下この号及び次号並びに次条第四項第十号及び第十一号」とあるのは「をいう。以下この号及び次号」と、同項第十号中「をいう。次条第四項第十一号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「前項第五号の三」とあるのは「第四条第一項において準用する第二条第四項第五号の三」と、同条第六項中「第四項第八号」とあるのは「第四条第一項において準用する第二条第四項第八号」と読み替えるものとする。

2 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限る。)のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。)に係るものに限る。)」とあるのは「半期(四月から九月までの半期をいう。)に係るものに限る。)」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「前項第六号の三」とあるのは「第四条第二項において準用する第三条第四項第六号の三」と、同条第六項中「第四項第九号」とあるのは「第四条第二項において準用する第三条第四項第九号」と読み替えるものとする。

(四半期の開示事項)

第五条 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体自己資本比率
 - 二 単体における自己資本の額
 - 三 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額
 - 四 自己資本の構成に関する開示事項
- 2 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国内基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。
 - 一 連結自己資本比率
 - 二 連結における自己資本の額
 - 三 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額
 - 四 自己資本の構成に関する開示事項
 - 3 第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第二号によりそれぞれ作成するものとする。

第三章 国際統一基準金庫における開示事項 【略】

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

(国内基準金庫の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

- 第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から平成三十一年三月三十日までの間における第二条第二項（第四条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。
- 2 適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第三条第二項（第四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

3 適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第五条第三項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号により、前項第四号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。

(国際統一基準金庫の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置) 【略】

(附則別紙様式第一号)

項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に会員勘定の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目 (2)				

無形固定資産（モーゲージ・サービスシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービスシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
信用金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービスシング・ライツに係る無形固定資産に				

関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)				
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るものを除く。）				
うち、繰延税金資産				
うち、前払年金費用				
うち、他の金融機関等向けエ				

	クスボージャー			
	うち、上記以外に該当するものの額			
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			
	信用リスク・アセット調整額			
	オペレーショナル・リスク相当額調整額			
	リスク・アセット等の額の合計額(ニ)			
	自己資本比率			
	自己資本比率 ((ハ) / (ニ))			

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額」のうち、「外部流出予定額（△）」の欄には、総（代）会で支払につき決議する配当金等の予定額を記載すること。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金の額、資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること（例えば、処分未済持分、優先出資申込証拠金及び自己優先出資等）。
- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第十一条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあっては、自己資本比率告示第百五十条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該

乗じて得た額をいう。

- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポートジャーニー及びリテール向けエクスポートジャーニーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第七項の規定に従い、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

（2）コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポートジャーニー及びリテール向けエクスポートジャーニーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第三項の規定に従い、平成二十六年三月三十一

日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第七項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することと。

- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第三号に掲げる額をいう。
- j 「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第十三条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第八条第五項及び第六項の規定に従い、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十八年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で100であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（四十パーセント）を乗じた額（40）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた60を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシ	40	60	20	80
-------------------	----	----	----	----

ング・ライツに係るものを除く。) の 額の合計額				
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの以 外の額	40	60	20	80

なお、自己資本比率改正告示附則第八条第五項に規定する経過措置を用いない場合、「経過措置による不算入額」の列に「—」を記載すること。

(3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十六条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「前払年金費用」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第六項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は前払年金費用の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポート」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第五項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第七十条の三若しくは第百七十八条の三に規定するエクスポート又は自己資本比率改正告示附則第十二条第六項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、前払年金費用及び他の金融機関等向けエクスポート以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第五項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置

を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等)。

- c 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十七条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用金庫において、自己資本比率告示第十八条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- e 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「-」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、%」又は「千円、%」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

(附則別紙様式第二号)

項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に会員勘定の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等				
うち、為替換算調整勘定				
うち、退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				

土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		斜線		斜線
非支配株持分のうち、経過措置二よりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		斜線		斜線
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		斜線		斜線
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				

信用金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (口)				
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)				
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合				

計額				
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービスシング・ライツに係るものを除く。）				
うち、繰延税金資産				
うち、退職給付に係る資産				
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー				
うち、上記以外に該当するものの額				
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーション・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))				

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額」のうち、「外部流出予定額（△）」の欄には、総（代）会で支払につき決議する配当金等の予定額を記載すること。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金の額、資本剰余金の

額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること（例えば、処分未済持分、優先出資申込証拠金及び自己優先出資等）。

- b 「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等」のうち、「退職給付に係るもの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第六条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあっては、自己資本比率告示第百五十条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- e 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第七項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- g 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する

額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

- h 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項又は第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第三項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第七項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第七項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第七項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第七項

第三号に掲げる額をいう。

- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第八項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第八項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第八項第三号に掲げる額をいう。
- j 「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第四条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第八条第五項及び第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十八年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で 100 であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（四十パーセント）を乗じた額（40）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた 60 を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除外する。）の額の合計額	40	60	20	80
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	40	60	20	80

なお、自己資本比率改正告示附則第八条第五項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「—」を記載すること。

（3）リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第八条の規定に従い算出された額をいう。

- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「前払年金費用」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第六項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は前払年金費用の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポート」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第五項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第七十条の三若しくは第百七十八条の三に規定するエクスポート又は自己資本比率改正告示附則第十二条第六項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、前払年金費用及び他の金融機関等向けエクスポート以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第五項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものとの額等）。
- c 「オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第九条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用金庫において、自己資本比率告示第十条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- e 「オペレーションル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除

- せず、「一」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、%」又は「千円、%」）を表の枠外に記載すること。
 - c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

(附則別紙様式第三号) 【略】

(附則別紙様式第四号) 【略】

附 則 (平成二十六年三月二十八日金融庁告示第二十七号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

改正文 (平成二十六年十月二十二日金融庁告示第五十二号) 抄

銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十二月一日）から適用する。

附 則 (平成二十七年三月十二日金融庁告示第十四号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

(信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金告示」という。）第七条第一項、第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新信金告示第八条第二項において読み替えて準用する新信金告示第七条第一項、第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。

以下この項において同じ。)に係る事項について適用し、適用日前に終了した半期に係る事項については、なお従前の例による。

3 新信金告示第九条第二項及び第三項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年三月二十六日金融庁告示第二十四号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

(信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第十三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項附則別紙様式第二号及び附則別紙様式第四号並びに別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号は、適用日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年三月二十六日金融庁告示第二十五号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホ、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホ、第六条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ並びに第七条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ並びに附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号まで及び別紙様式第一号か

ら別紙様式第四号までの規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年十二月十一日金融庁告示第四十五号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金告示」という。）第六条（新信金告示第七条第三項第二号及び第四項第二号、第八条第三項及び第四項並びに第九条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の規定及び新信金告示別紙様式第四号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 2 新信金告示別紙様式第四号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 3 新信金告示第七条第一項、第二項及び第三項第一号（新信金告示第九条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新信金告示第七条第三項第二号において準用する新信金告示第六条第三項の規定、新信金告示第七条第四項第一号（新信金告示第九条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新信金告示第七条第四項第二号において準用する新信金告示第六条第四項及び第五項の規定、新信金告示第七条第五項及び第六項（それぞれ新信金告示第九条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新信金告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新信金告示第六条第五項に規定する別紙様式第四号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）

は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 4 新信金告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新信金告示第六条第五項に規定する別紙様式第四号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 5 新信金告示第八条第一項及び第二項の規定、新信金告示第八条第三項において準用する新信金告示第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定、新信金告示第八条第四項において準用する新信金告示第六条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読み替え後の同項に規定する別紙様式第七号を含む。）の規定、新信金告示第九条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新信金告示第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新信金告示第九条第四項において準用する新信金告示第六条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読み替え後の同項に規定する別紙様式第七号を含む。）並びに第七条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新信金告示第九条第五項において準用する新信金告示第七条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 6 新信金告示第十条第一項第十二号、第二項第九号及び第十二号並びに第三項並びに新信金告示別紙様式第九号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 7 新信金告示別紙様式第九号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

改正文 （平成三十年三月十四日金融庁告示第十号） 抄

平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則 (平成三十年三月二十三日金融庁告示第十三号)

この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則 (平成三十一年二月十八日金融庁告示第三号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金告示」という。）第二条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新信金告示第四条第一項において準用する場合を除く。）の規定並びに新信金告示第二条第五項（新信金告示第四条第一項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 2 新信金告示第三条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新信金告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定並びに新信金告示第三条第五項（新信金告示第四条第二項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 3 新信金告示第四条第一項において準用する新信金告示第二条第四項及び第五項の規定、新信金告示第四条第二項において準用する新信金告示第三条第四項及び第五項の規定並びに新信金告示第四条第一項において準用する新信金告示第二条第五項及び新信金告示第四条第二項において準用する新信金告示第三条第五項に規定する別紙様式第一号の二是、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年三月一日金融庁告示第五号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金告示」という。）第六条第五項（新信金告示第七条第四項第二号において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第四号（第三十面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新信金告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新信金告示第六条第五項に規定する別紙様式第四号（第三十面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新信金告示第八条第四項及び第九条第四項において読み替えて準用する新信金告示第六条第五項に規定する別紙様式第七号（第二十五面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年三月十五日金融庁告示第七号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 第七条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号

ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金開示告示」という。）第二条第四項（新信金開示告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新信金開示告示第六条第三項第十一号（新信金開示告示第八条第三項において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第十二号、新信金開示告示第六条第四項第二号（新信金開示告示第七条第四項第二号、第八条第四項及び第九条第四項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新信金開示告示第六条第五項（新信金開示告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第四号（第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新信金開示告示第六条第六項（新信金開示告示第八条第五項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定及び新信金開示告示第六条第七項において引用する別紙様式第六号（第一面に係る部分に限り、新信金開示告示第八条第五項において準用する場合を除く。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新信金開示告示第三条第四項（新信金開示告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定、新信金開示告示第七条第三項第二号において読み替えて準用する新信金開示告示第六条第三項第十一号において引用する別紙様式第十三号、新信金開示告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新信金開示告示第六条第四項第二号の規定、新信金開示告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新信金開示告示第六条第五項において引用する別紙様式第四号（第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新信金開示告示第七条第五項（新信金開示告示第九条第五項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定及び新信金開示告示第七条第六項において引用する別紙様式第六号（第二面に係る部分に限り、新信金開示告示第九条第五項において準用する場合を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附 則 （令和二年六月二十九日金融庁告示第三十二号） 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、令和二年六月三十日から適用する。

(信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第九条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金開示告示」という。）第六条第七項（新信金開示告示第八条第五項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第六号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新信金開示告示第七条第六項（新信金開示告示第九条第五項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第六号（第二面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年三月二十五日金融庁告示第七号）

（適用時期）

1 この告示は、令和四年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別紙様式第四号は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年三月二十八日金融庁告示第二十六号）

（適用時期）

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、基準日（信用金庫法第八十九条第一項において準用

する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第二十四号）附則第二条第三項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する半期若しくは四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する半期若しくは四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年六月八日金融庁告示第六十七号）

(適用時期)

- 1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第六条第七項、第七条第六項及び第十条第三項の規定並びに別紙様式第六号は、この告示の適用の日以後に終了する事業年度に係る説明書類又は同日以後に終了する半期若しくは四半期に係る事項の開示について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類又は同日前に終了した半期若しくは四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年六月九日金融庁告示第七十七号）

(適用時期)

- 1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の適用の日以後に終了する事業年度に係る説明書類又は同日以後に終了する半期若しくは四半期に係る事項の開示について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類又は同日前に終了した半期若しくは四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

改正文 （令和五年十二月二十七日金融庁告示第百十八号） 抄

令和六年三月三十一日から適用する。

附 則 (令和六年一月三十一日金融庁告示第五号) 抄

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

改正文 (令和六年三月二十七日金融庁告示第二十九号) 抄

令和六年四月一日から適用する。

(別紙様式第一号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		
うち、資本金及び資本剰余金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るもの除外。) の額		

適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
リスク・アセット等 (3)		

信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポート一		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（二）		
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額」のうち、「外部流出予定額（△）」の欄には、総（代）会で支払につき決議する配当金等の予定額を記載すること。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金の額、資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること（例えば、処分未済持分、優先出資申込証拠金及び自己優先出資等）。
- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第十一条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあっては、自己資本比率告示第百五十条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計

額が事業法人等向けエクスポート及びリテール向けエクスポートの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

- d 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第七項の規定に従い、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

（2）コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポート及びリテール向けエクスポートの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第三項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第七項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載すること

と。

- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十六条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第六項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外

に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第五項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの等）。

- c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十六条の二の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十七条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- e 「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第十八条第一項又は第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「—」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、%」又は「千円、%」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

(別紙様式第一号の二)

(第一面) ・ (第二面) 【略】

(第三面)

(単位：百万円)

MR 3 : 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引			
		簡便法により 算出した額	デルタ・プラス法により算 出した額	シナリオ法に より算出した 額	
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの				
5	証券化エクスポート・ジャーナーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項に規定する債

- 券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額) を記載すること。
- b 項番2 「株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十五条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。
- c 項番3 「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4 「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- e 項番5 「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f 項番6 「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
- h ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- i ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額(同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額)を記載すること。
- j ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- m この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(別紙様式第一号の三)

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化			△	△
4	フラット化			△	△
5	短期金利上昇			△	△
6	短期金利低下			△	△
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額				

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの様式の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

- a この様式において「 ΔEVE 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。
- b この様式において「 ΔNII 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。
- c この様式において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）
アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	300
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	100
中華人民共和国通貨	250
欧州経済通貨統合参加国通貨	200
英国通貨	250
中華人民共和国（香港特別行政区） 通貨	200
インドネシア通貨	400
インド通貨	400
本邦通貨	100
大韓民国通貨	300
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	200
スウェーデン通貨	200
シンガポール通貨	150
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	400
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

- d この様式において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。
- e この様式において「ステイープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて

得た金利変動幅（以下この面において「ステイプ化に関する金利変動幅」という。）

を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$ は、ステイプ化に関する金利変動幅

cは、通貨（以下この様式において同じ。）

tは、将来の期間を年数で表した値（以下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

xは、4（以下この様式において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	450	200
ブラジル通貨	500	300
カナダ通貨	300	150
スイス通貨	150	100
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	250	100
英国通貨	300	150
中華人民共和国（香港特別行政区） 通貨	250	100
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	500	300
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	400	200
メキシコ通貨	500	300
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	300	150
スウェーデン通貨	300	150

シンガポール通貨	200	100
トルコ通貨	500	300
アメリカ合衆国通貨	300	150
南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金融機関が定める値	100 から 300 のうち、自金融機関が定める値

f この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{short,c}(t) = \bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta R_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h この面において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

i 項番 1 「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく \angle EVE（イ欄及びロ欄）及び \angle NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

j 項番 2 「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく \angle EVE（イ欄及びロ欄）及び \angle NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。

k 項番 3 「ステイープ化」の項には、ステイープ化に基づく \angle EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、イ欄に記載することとなる当期末のステイープ化に基づく \angle EVE が、当期末の上方パラレルシフトに基づく \angle EVE 以下又は当期末の下方パラレルシフトに基づく \angle EVE 以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができ、ロ欄に記載することとなる前期末のステイープ化に基づく \angle EVE が、前期末の上方パラレルシフトに基づく \angle EVE 以下又は前期末の下方パラレルシフトに基づく \angle EVE 以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができる。

- 1 項番4「フラット化」の項には、フラット化に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該△EVEを記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- m 項番5「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該△EVEを記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- n 項番6「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該△EVEを記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- o 項番7「最大値」の項イ欄には、それぞれの欄の項番1から項番6までの値のうち最大のものを記載すること。ただし、kにより項番3の項イ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- p 項番7「最大値」の項ロ欄には、それぞれの欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。ただし、kにより項番3の項ロ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- q 項番7「最大値」の項ハ及び項ニ欄には、それぞれの欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- r この様式に記載する額は、この様式指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- s この様式におけるロ欄及びヘ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- t この様式におけるハ欄の「当期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- u この様式におけるニ欄の「前期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		
うち、資本金及び資本剰余金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等		
うち、為替換算調整勘定		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株持分のうち、経過措置二よりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		

コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものとの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものと除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係		

る無形固定資産に関するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額」のうち、「外部流出予定額 (△)」の欄には、総 (代) 会で支払につき決議する配当金等の予定額を記載すること。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金の額、資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること（例えば、処分未済持分、優先出資申込証拠金及び自己優先出資等）。

- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあっては、自己資本比率告示第百五十条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第七項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- g 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項又は第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間に

においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポート・リテール向けエクスポート・リテールの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第三項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第七項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第七項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第七項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第七項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第八項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第八項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差

異に係るものに限る。) に関するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第八項第三号に掲げる額をいう。

(3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第八条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第六項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号亦に規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクspoージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第五項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。
- c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第八条の二の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第九条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- e 「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第十条第一項又は第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「—」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、%」又は「千円、%」）を表の枠外に記載すること。

c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

(別紙様式第三号) ~ (別紙様式第十四号) 【略】